

「城陽市公用車」 広告掲載

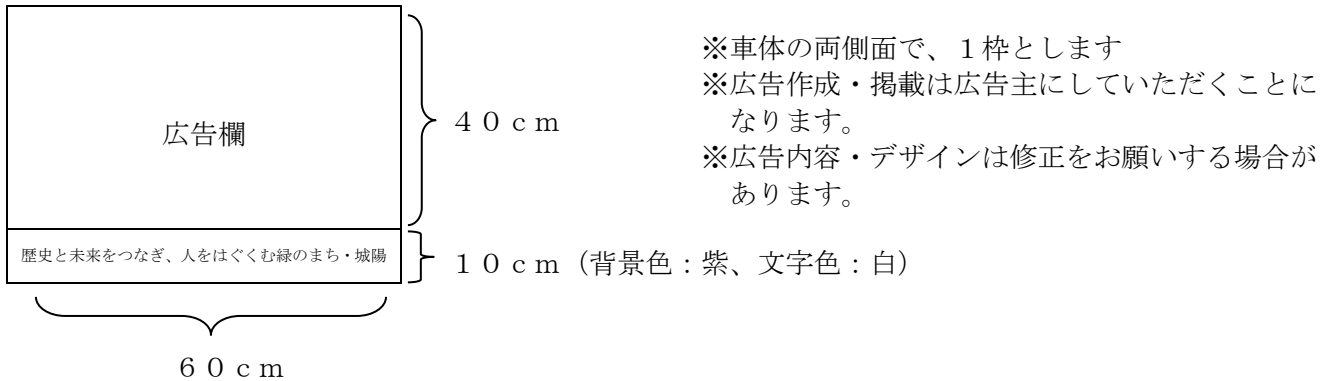
令和2年度 公用車広告募集

城陽市では、財源確保と地域経済の活性化を図るため、公用車への民間企業等の広告を掲載する事業を実施しています。これにともない、城陽市公用車への広告掲載を行う広告主を募集します。

掲載規定など

【広告規格】

マグネットにより下記のサイズで車体に貼付。



【広告掲載料】

月額：1,400円

【募集枠】

公用車4台4枠

【広告掲載期間】

令和2年8月1日～令和3年3月31日（3年までは更新可能です）

※掲載開始時期は予定のため、開始時期が異なっても掲載可能です。

申込方法など

申込期間

- ・随時

申込先

- ・城陽市役所 総務情報管理課 庶務係
電話番号：0774-56-4011
担当：吉田

申込方法

1. 「城陽市公用車広告掲載取扱要領」をダウンロードしてください。城陽市役所総務情報管理課庶務係にも設置しています。
2. 申込書に広告原稿・必要書類を添付して総務情報管理課庶務係まで、持参または郵送してください。
※持参の場合 月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分をお願いします。
※郵送の場合 〒610-0195（住所不要）城陽市 総務情報管理課 庶務係
※FAX・Eメールでの受付はできません。
3. 広告掲載の可否が決定され次第、城陽市公用車広告掲載決定通知書等を送付します。
4. 広告掲載の決定を受けられた方は、納入通知書により指定期日までに掲載料を納めてください。

○お申し込みにあたっては、下記の要領と基準を必ずご確認ください。

- 城陽市公用車広告掲載取扱要領（PDF・294 キロバイト）
- 城陽市公用車広告掲載基準（PDF・260 キロバイト）

○応募者多数のときは、取扱要領に基づき、決定します。

お問い合わせ先

城陽市 総務部 総務情報管理課 庶務係 （市役所3階）
電話番号：0774-56-4011
E-mail：somu@city.joyo.kyoto.jp